

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和4年7月5日

監査結果報告： 令和4年7月25日

1 / 3枚目

指摘事項・指導事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外命令簿において、時間外勤務の集計に誤りがあったので訂正されたい。併せて勤務状況報告書及び時間外手当記入票についても確認の上、訂正されたい(R4)。 <p>3 業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動ドア管理業務(R3・加美斎場外)において、契約書の訂正を行っており、訂正箇所にて二重線を引いていたが、発注者、受注者双方の訂正のための押印がなく、訂正内容が付箋に記載されていた。契約書中の文言について、削除、挿入又は訂正を行う際には、両者が押印して訂正内容を記載する必要があるため、適正に事務処理されたい。 <p>4 修繕・工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関前タイル修繕(R3・古川斎場)において、83,600円の修繕で発注金額が少額であることから、契約書及び請書を省略していたが、修繕完了後に業者から提出された完成写真が收受印を押印しただけで簿冊に綴られていた。完成検査復命によらずとも、修繕が適正に行われたことを確認するために、完成写真の報告決裁手続を行うなど、適正に事務処理されたい。(水抜栓交換修繕(R3・玉造斎場)ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補完、訂正し職員へ周知しました。 ・ 訂正し、以後適切な処理を行います。 ・ 訂正印を補完し、今後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 ・ 今後、適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和4年7月5日

監査結果報告： 令和4年7月25日

2 / 3枚目

指摘事項・指導事項	改善措置状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備修繕(R3・涌谷, 玉造, 加美斎場)の完成検査復命書において, 検査の内容欄の記載が不明瞭であった。工事等検査執行要領第3条の規定に基づき, 具体的な検査内容を記載すること。「現場確認及び提出書類による検査」とあるが, 「材料や品質については, 書類検査を行った。」などとし, 現場においては, 据付状況の確認や試運転による性能や作動状況の確認など, 実地で何を検査したかを具体的に報告すること。 ・ 油タンク用液面計交換修繕(R3・古川斎場)において, 見積徴収を行い, 業者決定から8日後に契約を締結していた。工事執行規則第27条第1項では, 「競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない」と規定されているため, 適正に事務処理されたい。 ・ 屋根修繕(R3・松山斎場)において, 令和3年12月7日に西棟控室の屋根トタンの一部がはがれ, 落下の危険性があることから, 災害その他緊急を要する場合(修繕・工事の場合: 工事執行規則第26条第2項第1号)として見積書の徴収を省略して業務を発注していた。 実際は, トタンがはがれた時点で直ちに職員が応急処置をしており, 業者が修繕を実施したのは約3か月後の3月9日であった。災害その他緊急を要する場合で危険性があるのであれば, 直ちに修繕に着手すべきであるが, 職員の応急処置により, 安全性が確認されたのであれば, 正規の契約手続をとるべきである。今後も自然災害により, 緊急を要する修繕や工事の発生も考えられるが, 状況に応じて適正に対応されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等検査執行要領を確認し, 以後検査内容は具体的に記載するよう職員へ周知しました。 ・ 工事執行規則を確認し, 以後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 ・ 以後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 	

※ 改善措置状況は, 指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和4年7月5日

監査結果報告： 令和4年7月25日

3 / 3枚目

指摘事項・指導事項	改善措置状況	備考
<p>5 指定ごみ袋(請求)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋の取扱小売店販売代金請求について、月末に請求をするための起案書に各業者に送付する請求書案が添付されていたが、この請求書案は、実際に業者に送付する請求書の写しであった。起案書に添付する請求書案には、具体的な企業名や金額、期日などの請求内容を記載せずに空欄のものを添付されたい。 <p>6 許可業者(後納申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可業者(後納申請)において、じんかい処理手数料(後納分)及び衛生処理手数料(後納分)について、一般廃棄物処理手数料後納要綱第8条の規定に基づき、納入通知書に納期限を記載しているが、施設管理課の定期監査の中で、期限後納付が常態化している納入義務者が複数見受けられた。後納申請の許可業務及び許可業者の指導育成の主管課として、業者指導に当たられたい。また、後納許可証の「3 後納の納入期日」に、一般廃棄物処理手数料後納要綱第9条許可の取消しについて明記することで抑止力になると思われるので検討されたい。(R3,R4・業務推進) <p>7 現金出納簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金出納簿において、①収納後10日以上経過してから入金しているものが見受けられた。会計事務規則第24条第2項ただし書きに基づき、収納した日から7日以内に処理されたい(R3)。 ②令和3年10月11日入金分について、入金確認印欄に押印漏れがあったので、適正に事務処理されたい。(R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月分の請求書発行から、訂正した様式を起案書に請求書案を添付するよう改善した。 ・ 業者指導を徹底するよう、職員へ周知しました。 ・ ①令和3年度の監査以降は、適正に処理を行い、すべて7日以内に入金するよう改善しました。 ②補完し、以後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。